

北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「計画部会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 ギャンブル等依存症の現状分析や施策の評価を行い、本道における総合的なギャンブル等依存症対策について検討するため、「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱」第6条の規定に基づき、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議（以下「推進会議」という。）に「計画部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- （1）北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）に関すること
- （2）北海道内のギャンブル等依存症の現状及び課題等の分析に関すること
- （3）その他、部会の検討に関し必要な事項

（構成機関）

第3条 部会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

（部会の開催）

第4条 部会の開催は保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健担当課長（以下、「担当課長」という。）が決定し、次に掲げる事項をあらかじめ通知するものとする。

- （1）部会の日時及び場所
- （2）議事
- （3）その他事前に通知する必要がある事項

（議事進行）

第5条 部会の議事進行は担当課長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長は部会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- 3 部会の会議は必要に応じて推進会議構成機関や関係機関等の職員を出席させて、その意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び道立精神保健福祉センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、担当課長が定める。

附則

この要綱は平成 年 月 日から施行する。

別表

北海道ギャンブル等依存症対策推進会議構成機関

区 分	構 成 機 関 名	計 画 部 会
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会	
	北海道精神科病院協会	○
	北海道精神神経科診療所協会	○
	北海道看護協会	
	北海道臨床心理士会	
	北海道精神保健福祉士協会	○
	北海道精神保健協会	
	北海道ソーシャルワーカー協会	○
	北海道立精神保健福祉センター	○
	札幌こころのセンター	○
	依存症治療拠点機関	○
大学・研究機関	北海道大学大学院医学研究科神経病態学講座	
	札幌医科大学医学部神経精神医学講座	
	旭川医科大学医学部精神医学講座	
	北星学園大学社会福祉学部	○
警察機関	北海道警察本部	○
教育関係機関	北海道教育委員会	○
当事者団体・回復施設	カトレア会（家族会）	○
	青十字サマリヤ会（回復施設）	○
関係事業者	札幌方面遊技事業協同組合	○
相談支援関係機関	北海道弁護士会連合会	○
	日本司法支援センター（法テラス札幌）	
	北海道立消費生活支援センター	
	札幌司法書士会	○
	北海道児童青年精神保健学会	
	北海道労働局	